

◇協定書を作るにはどうすればいいの？

協定書の作成は、町、JA、農業委員会などで構成する「ゆとりみらい21推進協議会」がお手伝いします。

協定書の雛形などもありますので、新たな締結や締結後の見直しを考えている方は、所属するJAまたは事務局までお気軽にご相談ください。

ゆとりみらい21推進協議会 営農環境対策専門部会事務局（幕別町経済部農林課農政係）
電話：0155-54-6605 FAX：0155-54-5564 メール：noseikakari@town.makubetsu.lg.jp

のうち知っく情報 vol.3

相続登記が義務化されると聞きましたが、今後どうなるのでしょうか？

令和3年4月21日に通常国会で可決成立され、同月28日に公布された民法及び不動産登記法の改正法により、これまで義務のなかった不動産の相続登記が、今後義務化されることになりました。（今はまだ義務がありません）

相続登記は令和6年4月1日から義務化（※1）されることになり（改正法施行）、また、過去の相続にも適用されます（遡及適用）。

（※1 令和3年12月14日に関係政令が閣議決定され、同月17日に公布されました。）

改正内容は、次のようになります。

- ①「相続登記」については、3年以内に申請をしなければなりません（法改正前の不動産も対象）。
- ②「相続人申告登記（新設：遺産分割協議が整わない場合等）」は3年以内の申告が必要です。
- ③「登記名義人の氏名、住所変更登記」については、2年以内に申請をしなければなりません。

なお、正当な理由がなく不動産登記を放置したりすると、例えば、上記①「相続登記」の場合、罰則として10万円以下の過料が課されることとなりますので注意が必要です。

今後相続が発生した場合や過去の相続登記をしていない場合は、早めに法務局で手続きを済ませましょう！

◇ 広報委員 ◇
副委員長
委員
委員
委員
委員
委員

黒澤井 佐 帰 吉
田 邊 田 森 藤 山 田
龍 佳 留 勤 雅 茂 正
司 範 吉 子 典 義 宏

各種申請は毎月10日までに

農地法に基づく各種許可申請（農地の売買、転用など）や地目の現況証明願いの締切りは、毎月10日（閉庁日の場合は直後の開庁日）となっています。

書類を準備のうえ、農業委員会事務局に申請をしてください。（電話での事前照会・予約をお勧めします。）

申請書の様式は幕別町のホームページからダウンロードできます。

【幕別町のトップページ】

観光・商業ビジネス ⇒ 農業 ⇒ ○農業委員会
⇒ ○各種様式を順にクリック